



平成 24 年 9 月 3 日  
内閣府（防災担当）

平成 24 年梅雨前線による大雨災害に係る  
被災者生活再建支援法の適用等について（福岡県）

平成 24 年梅雨前線による大雨災害に係る被災者生活再建支援法の適用等について、福岡県から別紙のとおり報告がありましたのでお知らせいたします。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
新澤, 藤澤

TEL 03-5253-2111（内線51602）  
03-3501-5191（直通）

平成 24 年 9 月 3 日

福祉労働部福祉総務課  
 内線：3211、3216  
 直通：092-643-3244  
 担当：小林、相野

## 被災者生活再建支援法の適用地域について

平成 24 年梅雨前線豪雨災害について、市町村からの被害状況の報告(速報)により、8月2日、県内全域に被災者生活再建支援法を適用したところです。

その後、関係市町村による住家被害の現地調査が進捗し、併せて県による確認を行った結果、支援法の全域適用の要件に該当しないこととなり、次の5市について個別に適用することとなりました。

- 八女市、うきは市、柳川市、朝倉市、みやま市

## 記

## 1 支援法の適用経緯について

## (1) 7月18日

住家被害については、被害発生後、毎日、県内市町村から被害状況の報告(速報)を受けていたところ、次の3市について、下記2の要件に該当したことから、支援法を適用。

八女市：全壊20(下記2(2))、うきは市：全壊5(下記2(4))、柳川市：床上浸水373(下記2(1))

## (2) 8月2日

八女市全壊100、うきは市全壊6の全壊計106件となり、県内全域適用要件(下記2(3))の県全体で全壊100以上に該当したことから、全域に支援法を適用。

## (3) 8月30日

○ 8月2日以後も、毎日の市町村からの報告で県内の被害件数は増加していたが、8月21日、八女市から被害状況報告の訂正の申し出があり、あらためて県と全市町村により調査・確認したところ、表のとおりとなった。

○ その結果、県全体の全壊件数が100を下回り、下記2(3)の県内全域適用の要件に該当しないこととなり、支援法の適用地域は、上記(1)の3市に、新たに個別に適用要件に該当することとなった朝倉市及びみやま市(それぞれ下記2(5)及び2(1)の要件に該当)を加えた5市となったもの。

	全 県						
		支援法適用市					その他 の市町村
		八女市	うきは市	柳川市	朝倉市	みやま市	
全 壊	73	60	7	1	5	0	0
半 壊	428	163	4	156	4	100	1(赤村)
床上浸水	1,014	350	79	134	9	41	401

(注) 「その他の市町村」において、半壊欄の1件は半壊に加え敷地にも被害があり、やむを得ず解体が必要と地元自治体が認めている世帯。また、この表外に、住家への被害は直接ないものの、災害による危険な状態のため居住不能な状態が長期間継続している世帯が1件ある。これらはいずれも支援法の適用外市町村にあることから、支援が受けられない(別紙の2②、③参照)。

## 2 支援法の適用要件及び該当市について

## (1) 災害救助法の基準に該当する住家滅失(※)が発生した市町村(柳川市、みやま市)

※滅失世帯数の基準：柳川市 80、みやま市 60(半壊は1/2、床上浸水は1/3で換算)

## (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(八女市)

## (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

## (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(うきは市)

## (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(朝倉市(日田市と隣接))

## 3 その他

同一災害でありながら支援法の支援を受けられない市町村の被災者を救済する目的で、別途、同様の支援策を講ずるよう検討中(今回の対象は、上記(注)の2件の見込み)。

# 被災者生活再建支援制度の概要

## 1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)  
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

## 2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## 3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

## 4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 被災証明書、住民票 等  
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内  
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

## 5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。